

「ニツ森 ショートステイ」 利用料金表

『介護保険負担割合証』の利用者負担の割合を適用

令和6年4月改定

*経過的ユニット型個室の多床室		※この料金表は『介護保険負担割合証』の利用者負担割合が1割の場合						(単位:円)			
区分	負担段階	①サービス利用自己負担額	②サービス提供体制強化加算Ⅱ	③夜勤職員配置加算Ⅳ	④介護職員処遇改善加算Ⅰ	⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	⑥介護職員等ベースアップ等支援加算	滞在費(*1)	食費(*2)	お菓子飲料代(*3)	1日の利用料(送迎加算を含まない)
要支援1	1	529						490	300	150	1,556
	2							490	600		1,856
	3①							1,310	1,000		3,076
	3②							1,310	1,300		3,376
	非該当							1,668	1,445		3,879
要支援2	1	656						490	300	1,699	
	2							490	600	1,999	
	3①							1,310	1,000	3,219	
	3②							1,310	1,300	3,519	
	非該当							1,668	1,445	4,022	
要介護1	1	704						490	300	1,776	
	2							490	600	2,076	
	3①							1,310	1,000	3,296	
	3②							1,310	1,300	3,596	
	非該当							1,668	1,445	4,099	
要介護2	1	772	18	20	8.3%	2.7%	1.6%	490	300	1,852	
	2							490	600	2,152	
	3①							1,310	1,000	3,372	
	3②							1,310	1,300	3,672	
	非該当							1,668	1,445	4,175	
要介護3	1	847						490	300	1,936	
	2							490	600	2,236	
	3①							1,310	1,000	3,456	
	3②							1,310	1,300	3,756	
	非該当							1,668	1,445	4,259	
要介護4	1	918						490	300	2,016	
	2							490	600	2,316	
	3①							1,310	1,000	3,536	
	3②							1,310	1,300	3,836	
	非該当							1,668	1,445	4,339	
要介護5	1	987						490	300	2,094	
	2							490	600	2,394	
	3①							1,310	1,000	3,614	
	3②							1,310	1,300	3,914	
	非該当							1,668	1,445	4,417	

*滞在費・食費の減免(段階)は『介護保険負担限度額認定証』にて確認させていただきます
サービス利用時にご提示ください

- ④介護職員処遇改善加算Ⅰ = *総単位数 × 8.3% (短期入所生活介護加算率)
- ⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ = *総単位数 × 2.7% (短期入所生活介護加算率)
- ⑥介護職員等ベースアップ等支援加算 = *総単位数 × 1.6% (短期入所生活介護加算率)
- *総単位数 = 1か月分の①～③、⑦～⑨の総合計

・その他 (介護保険給付の対象)

項目	単位 (円)
⑦療養食加算(1回=1食、1日3回を限度)	8/1回
⑧緊急短期入所受入加算 (*4)	90/1日
⑨送迎加算	184/片道

- *1 滞在費・・・室料+水道光熱費相当
- *2 食費・・・食材料費+調理費相当
- *3 お菓子飲料代・・・経管栄養の方は徴収いたしません
- *4 緊急短期入所受入加算・・・要件に該当する場合、7日を限度として算定 (事情がある場合は14日)

・介護保険給付の対象とならないサービスに係る利用料

項目	金額	項目	金額
カット	2,600円	家電製品	60円/1日
カラー	1,600円	施設車両代	60円/km
パーマ	3,100円	日用品費	実費
パーマ+カット	4,700円	受診費用、お薬代	実費
部分パーマ+カット	4,200円	その他	実費